



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月31日水曜日 第2153号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則及び特地勤務手当等に関する規則の一

部を改正する規則の一部を改正する規則..... 1

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1087

特地勤務手当等に関する規則及び特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

特地勤務手当等に関する規則及び特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第1条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 368)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>6 省略</p> <p>7 第3条第2項各号に定める日又は条例第11条の3第1項に規定する異動若しくは公署の移転の日が平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間にある職員に対する同年4月1日以降の特地勤務手当等に係る第3条第2項(同条第3項第4号(同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第4条第2項(同条第3項第2号(同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び同条第4項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>6 省略</p>		
読み替える規定	読み替えられ る字句	読み替える字句			
第3条第2項	受けていた給料及び扶養手当	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成19年愛媛県条例第6号)による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第6号)による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例第4条の規定の適			

		用がなかつたとしたならば受けることとなつた給料の月額及び同日に受けていた扶養手当
第3条第3項第4号の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「読替え後の第3条第2項」という。）、第3条第4項第1号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第3条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第3条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第3条第2項、第4条第3項第2号の規定により読み替えて適用する同条第2項（以下「読替え後の第4条第2項」という。）、第4条第4項第1号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項、第4条第4項第2号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項及び第4条第4項第3号の規定により読み替えて適用する読替え後の第4条第2項	場合の給料	場合において、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例第4条の規定の適用がなかつたとしたならば受けることとなつた給料
第3条第4項第1号の規定により読み替えて適用する同条第2項、同条第4項第3号の規定により読み替えて適用する同条第2項、第4条第4項第1号の規定により読み替えて適用する同条第2項及び同条第4項第3号の規定により読み替えて適用する同条第2項	受けていた給料	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例第4条の規定の適用がなかつたとしたならば受けることとなつた給料

<p>第3条第4項第2号の規定により読み替えて適用する同条第2項</p>	<p>受けていた、 給料</p>	<p>知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例第4条の規定の適用がなかつたとしたならば受けることとなつた給料</p>
	<p>額及び 扶養手当</p>	<p>額並びに同日に受けていた扶養手当</p>
<p>第4条第2項</p>	<p>受けていた給料及び扶養手当</p>	<p>知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例第4条の規定の適用がなかつたとしたならば受けることとなつた給料の月額及び同項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた扶養手当</p>
<p>第4条第4項第2号の規定により読み替えて適用する同条第2項</p>	<p>受けていた給料</p>	<p>知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第6号）による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例第4条の規定の適用がなかつたとしたならば受けることとなつた給料</p>

		用がなかつたとしたならば 受けることとなつた給料
額及び 扶養手 当	額並びに条例第11条の3第 1項に規定する異動又は公 署の移転の日に受けていた 扶養手当	

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 1086)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>4 省略</p> <p>5 <u>旧規則第3条第2項各号に定める日又は職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号) 第11条の3第1項に規定する異動若しくは公署の移転の日が平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間にある職員に対する同年4月1日以降の特地勤務手当に係る前2項の規定の適用については、附則第3項中「施行日の前日において受けていた」とあるのは「旧規則第3条第2項各号に定める日及び施行日の前日における給料について知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成19年愛媛県条例第6号) による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号。以下「平成19年改正前給与特例条例」という。) 第4条の規定又は知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年愛媛県条例第6号) による改正前の知事等及び職員の給与の特例に関する条例(以下「平成22年改正前給与特例条例」という。) 第4条の規定の適用がなかつたとしたならば同日において受けることとなつた」と、「育児短時間勤務職員等であつたとしたならば」とあるのは「育児短時間勤務職員等であつたとし、かつ、旧規則第3条第2項各号に定める日及び施行日の前日における給料について平成19年改正前給与特例条例第4条の規定又は平成22年改正前給与特例条例第4条の規定の適用がなかつたとしたならば同日において」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>4 省略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。